

平成30年6月、国は食品衛生法の改正を公布しました。改正された食品衛生法が施行されると、食品事業者関係者にHACCPが制度化されます。当協会は、食品衛生管理の指導・助言などを行っており、HACCP導入の支援も行っております。このシリーズでは、当協会が支援した事業者の声を紹介し、食品衛生管理の重要性を伝えていきます。

**続・一歩先ゆく  
衛生管理  
HACCP  
チャレンジ事業**

**業務内容**  
オリブの栽培・加工・販売を行っています。また、地域ブランド品「オリブ」の普及のため、情報発信も行っています。企業・行政・



⑭ 江田島オリブ(株)

地域の力で6次産業化を行っており、特産品の開発・雇用の創出・里山の環境保全などを目指しています。

**HACCPチャレンジのきっかけと取り組み**  
地域の力で6次産業化を行っており、特産品の開発・雇用の創出・里山の環境保全などを目指しています。

め、早めに取り組み、衛生管理のレベルアップにつなげようと考えました。施設内をガラス越しに見ることができ、安心感にもつながります。また、運営

イルの国際コンテストにおいて、2部門で1位に輝きました。世界レベルで認められた江田島のオリブを使う自慢の製品をぜひご賞味ください。

**世界で認められた自慢の商品  
衛生管理面も世界品質へ**

登録日:2019年6月17日  
所在地:江田島市大柿町大君862-3  
創業:2011年3月  
話し手:代表取締役社長 沼田 英士(右)  
加工チーム 松尾 諭(左)  
加工チーム 土井 勝明(中)

弊社のオリブ製品を安心・安全に食べていただくには、品質管理が重要と考えました。今後は、HACCPの取得が必須となる

**衛生管理のこだわりポイント**  
社員の健康管理はもちろん、手洗いや清掃などの基礎もしっかり行なっています。HACCP

しているレストランについてもHACCPに基づいた衛生管理を取り入れています。

また、他の広島ブランド製品とのコラボレーションなども考えています。地域を活かした6次産業化で、魅力・元気・仕事などを作り、盛り上げてまいります。

併設のレストランでは、オリブオイル(右)に合う料理(左)が楽しめます。



記事・馬場田

**経営管理センターの仕事**  
⑬健康づくり出前講座

経営管理センターは協会内外の窓口的存在で、一般企業でいうところの総務部に当たるセンターです。協会全体に関わる業務を担っていますが、実際に何をしているのかが分からない方も多いでしょう。

そこで、このシリーズでは、経営管理センターの業務のうち、住民のみなさんの目に触れる機会があると思われる業務を中心に紹介します。シリーズ第3回目は、健康づくり出前講座を紹介します。

健康づくり出前講座は、平成29年度から実施し、

**ボールを使った健康づくり  
足裏から全身多彩なメニュー**

企業や福祉施設、公民館、町内会や公衛協などを対象にご利用いただいております。

講座では4つのメニューを提示しており、中でもお勧めは当協会が制作したストレッチボール「Lov-a-Ball mini(ラヴァボールミニ)」などを使って、足裏から全身の筋肉を伸ばしてほぐす「足裏ストレッチ」です。他には有酸素運動と筋力トレーニングを組み合わせたメニューもあります。

いずれも所要時間は約1時間、定員は20人です。講座に必要なストレッチボールなどは当協会が準備・持参し、依頼者には会場の準備と参加者の募集



をお願いしています。

料金は、町内会や公民館、

公衛協などの任意団体の場合は六千円、企業は一万円となっています(旅費実費別途必要)。

夏の疲れや秋のイベント疲れを、出前講座でリフレッシュしてはいかがでしょうか。

出前講座をご希望の方は、「実施希望メニュー」「実施希望日時(第2希望まで)」「実施場所」「使用する部屋の広さ・床の種類」「参加予定人数」を、当協会経営管理センター事業連携課(☎082-293-1511)までご連絡ください。多数のお申し込みをお待ちしています。

(事業連携課 住田典子)

**●実施メニュー●**

- ① 足裏ストレッチ 足裏の筋肉をほぐし、足裏全体がしっかり床につくようになるエクササイズ
- ② 姿勢改善ストレッチ 背中や肩の筋肉をほぐしながら、良い姿勢がとりやすくなるエクササイズ
- ③ 症状別ストレッチ 肩こり・腰痛・膝痛など、症状に合わせたエクササイズ
- ④ サーキットエクササイズ 脂肪燃焼や体幹をテーマにした、有酸素運動と筋力トレーニングを組み合わせたエクササイズ \*運動強度やや強め

**環保協の環境生活センター**  
⑫水道事業課

**井戸の活用を見直す  
普段からの水質管理が重要**

平成30年7月豪雨災害では水道施設が被害を受け各所で断水が発生しました。水は人間にとって必要不可欠であり、断水時に真っ先に問題となるのが飲料水です。当会では県との協定に基づき、無償で県内



市町の共同井戸の水質検査を491検体実施し、微力ながら、災害復旧時の飲み水等の確保に貢献できたと考えております。

**③定期的な水質検査の実施**

自然災害が多発する昨今、水道水が断水する程度生活への悪影響が軽減できることから、非常時の水源として井戸が再び注目されています。

井戸の水質は変化することがありますので、普段から臭いや味、色などを観察し、1年に1回程度は検査機関による定期的な水質検査を行います。

ただし、井戸は適正に管理しないと水質が悪化することがあります。いざというときに井戸水を飲用にも使えるようにするためには、次のことに気を付けることが必要です。

災害時にいち早く飲める水にたどり着くために、井戸の所有者が災害時共助井戸に登録することで、災害が起きたときに井戸水を被災した地域住民に提供するという取り組みを行っている自治体もあります。

**①井戸周辺は清潔に**  
外部からの汚染がないよう蓋をし、周辺を整理整頓して清潔に保ちましょう。

このように、災害時に地域住民がお互いに助け合う仕組みを作ることも井戸水を有効に活用するために大切です。

**②定期的な井戸水の利用**  
井戸水は利用していないと水質が悪化することがあります。飲用のほか、庭木への散水など定期的に利用しま

水道事業課は、水質検査を通して、地域社会のライフラインの確保に尽力していきます。

(水道事業課 乙部将司)